

# 人権ながの

第28号 2016 November  
平成 28年 11月



■発行  
長野県人権啓発センター  
〒387-0007 千曲市屋代字清水 260-6  
TEL 026-274-2306 FAX 026-274-2309  
長野県県民文化部 人権・男女共同参画課  
TEL 026-235-7106 FAX 026-235-7389  
E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp



長野県性暴力被害者支援センター  
「りんどうハートながの」が開設されました

## 「りんどうハートながの」とは

長野県が、性暴力被害にあわれた方を支援するために設置する公的な相談窓口です。  
専門の研修を受けた支援員が被害にあわれた方の意思に基づき、支援をコーディネートします。医療機関、弁護士、カウンセラーなどの関係機関と協力し、被害にあわれた方の支援をワンストップで行います。

## 「りんどうハートながの」ができること

### 電話・メール相談

女性の相談員による電話・メール相談

### 面接相談

希望する地域で女性支援員による面接相談

### 様々な支援への連絡調整

- ・提携病院での産婦人科医療
- ・傷ついた心のケアのためのカウンセリング
- ・弁護士による法律相談
- ・生活支援に関する相談

いずれも警察への届け出とは関係なく支援します。

また、医療費など支援にかかる費用の一部を長野県が負担します。

これらの支援には支援員が付き添いますので、同じことを何度も説明しなくて済みます。



相談専用電話 (24時間)

026-235-7123

E-mail

rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

- ・相談は無料です
- ・秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

## りんどうに込めた思い

りんどうの花には  
「悲しんでいるあなたを愛する」  
という意味があります。  
被害からの回復へ向けて、  
あなたの気持ちに寄り添いながら  
これからのことを  
一緒に考えていきます。

「りんどうハートながの」では、性暴力の被害にあわれた方の気持ちを最も大切にしながら、寄り添い、一緒になって支援を行っていきます。

# 人権啓発活動レポート

長野県では、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、すべての人が互いに支え合いながら共に生きる「人権が尊重される長野県」をめざし、様々な広報啓発活動を実施しています。

## 県内プロスポーツ4チーム連携 人権啓発活動

県内プロスポーツ4チーム(信濃グランセローズ、松本山雅FC、AC長野パルセイロ、信州ブレイブウォリアーズ)と連携し、ホームゲームでの啓発や人権スポーツ教室などの人権啓発活動を実施しています。

7月の「人権について考える強調月間」にあわせ、人権大使がモデルの人権啓発テレビコマーシャルを放映しました。

人権大使がモデルの2016人権啓発ポスター→



今年度新たに任命された人権大使へ委嘱状を交付しました。(信濃グランセローズ) (信州ブレイブウォリアーズ)



人権教室を開催しました。(AC長野パルセイロ)



選手の人権メッセージ色紙を抽選でプレゼントしました。(松本山雅FC)

## 企業人権セミナー

平成28年7月26日(火) Mウイング(松本市)

「誰もがその人らしく暮らせる社会を実現するために」  
— 障害者差別解消法と企業に期待される役割 —

立教大学コミュニティ福祉学部教授の平野方紹様から講演をいただきました。

法律の話と社会の役割について、大変具体的で現実的な障がい者支援の有意義なお話をいただきました。





**特集 障がいのある人の人権 ～だれでもが暮らしやすい社会を～**

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が、今年4月1日に施行**

障がいの有無に関わらず、誰でもが、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会をつくることをめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が今年4月1日に施行されました。

この法律では、「障がいを理由とする差別」が禁止されています。

各種の障がい者福祉施策が進展し、ノーマライゼーション(全ての人が共に生活できる社会)の理念が広がる一方で、依然として障がいのある方に対する理解不足などから障がいのあることを理由に不当な扱いをされたり、様々な場面で暮らしにくさを感じている方も少なくありません。これは、今もなお社会の様々な場面で障壁(社会的障壁)が存在しているからです。この社会的障壁を取り除くために、障がいのある方とコミュニケーションをしっかりとって(建設的対話)、障がいのある方の必要に応じて現状を変更したり、代替措置など配慮を行うなど、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことが大切です。

**障がいを理由とする差別とは…**

**(1) 不当な差別的取扱い**

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

行政機関等、民間事業者とも、不当な差別的取扱いは禁止されています。

**〈差別的取扱いの具体例〉**

- アパートを探しに来たお客様に対し、障がいがあることを理由に契約を断った。
- スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断った。
- 車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件をつけた。

**(2) 合理的配慮の不提供**

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

障がいのある方への合理的配慮の提供については、行政機関等において、法的義務。民間事業者において、努力義務とされています。

**〈合理的配慮の具体例〉**

- 災害時の避難所で、聴覚障がいのある方に必要な情報を筆談でも伝えた。
- 車いすのお客様が来店した際、入店までの移動をサポートした。
- 会議に視覚障がいのある方が参加するため、点字、拡大文字を使った資料を準備した。

**一口メモ**

**すべての人にとって使いやすさを  
～ユニバーサルデザインの推進～**

最初から、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方がです。ちょっとしたアイデアや配慮が使いやすさや暮らしやすさにつながっていきます。

**心のユニバーサルデザイン**

例えば、歩道に自転車が放置されていると、歩道が狭くなるし、点字ブロックもふさがれてしまいます。すると、視覚に障がいのある方やベビーカーを押している方、大きな荷物を持った方など皆が困ります。せっかく整備した歩道も台無しです。自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りをする、それが、心のユニバーサルデザインです。

**人権×長野美専ポスターデザインプロジェクト**



**【題名】**

共に生きていこう

**【コンセプト】**

背景のカラフルな円は、人がそれぞれ持つ考え。ミラーは人の心の中を表しています。障がいについて知り、みんなで共に支えあって生きていける社会になってほしい。そんな思いで作りました。

**【制作者】** 竜川 夏央莉

# 人権啓発センターをご利用ください

## 館内見学・学習会を行います

小・中学生を対象とした人権学習会や「親子ふれあい学習会」を行っています。

見学ワークシートや人権啓発DVDなどを活用した話から考えを深めていきます。また、障がい者や高齢者、母体の疑似体験キットを取り入れた体験から分かりやすく学べますので、ご利用ください。



見学ワークシートによる学習風景



親子ふれあい学習会風景

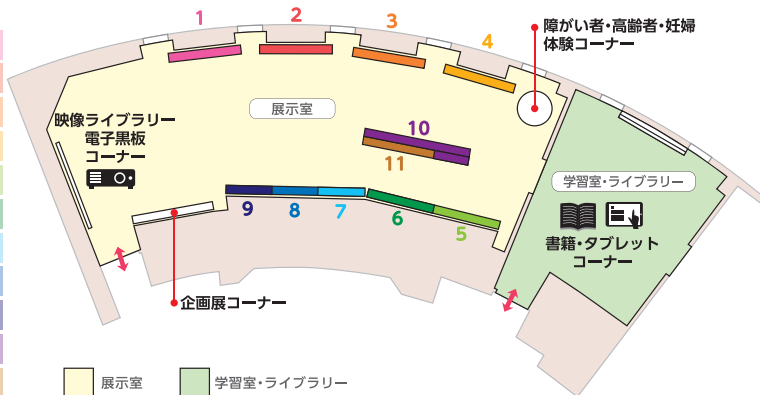
## 人権学習会へ講師を派遣します

公民館、学校、企業・職場等で人権学習会を開催する場合に、センター所属の相談員が講師をいたします。県内どこへでも無料で出向きますので、ご利用ください。(事前に申請が必要です)

### 長野県人権啓発センター 展示案内

パネル展示テーマ

- 1 同和問題
- 2 外国人
- 3 女性
- 4 子ども
- 5 高齢者
- 6 障がい者
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 8 犯罪被害者等
- 9 中国帰国者等
- 10 様々な人権課題
- 11 インターネットによる人権侵害



### 人権相談

困りごと、悩みごとなど一人で悩まないで相談してください。電話相談・来所相談を行っています。

相談は無料、秘密は固く守られますので、安心して相談が受けられます。

**相談専用電話**  
026-274-3232

[問い合わせ・申込み先]

## 長野県人権啓発センター



〒387-0007 長野県千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内  
TEL 026-274-2306/026-274-3232(人権相談専用電話)  
FAX 026-274-2309

- ◆開館時間 ……午前9時～午後5時(ただし入館は午後4時30分まで)
- ◆休館日 ……毎週月曜日(祝日、振替休日にあたる場合は火曜日)  
祝日の翌日(日曜日にあたる場合は開館)  
年末年始等センターの定める日
- ◆入館料 ……無料
- ◆交通案内 ……しなの鉄道 屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分  
長電バス停 「屋代高校前」又は「屋代高見町」から徒歩約20分  
高速「上信越道」バス停 「屋代」から徒歩約3分  
長野自動車道・上信越自動車道 更埴I.Cから車で5分

人権啓発DVD、展示パネルの貸出も行っていきます。